

プロレタリア通信

第 20 号

1990年6月20日
定価 100円

連絡先
〒170-91
東京都豊島郵便局
私書箱59号

振替 東京 0-191397
アジア政治経済研究所

発行「プロレタリア通信」編集委員会

☆万国の労働者団結せよ！
被抑圧民族の解放
☆帝国主義打倒・プロレタリア独裁・社会主義
☆スターリン主義打倒・国際非合法党の建設

今こそ三里塚に結集しよう！

開港から一三年目

ナリタに民主主義はないのか？ 五・二三東京集会開かれる

去る五月三日、東京は千駄ヶ谷区民会館において「開港から十二年成田に民主主義はないのか？」五・二三東京集会」が二六八名に達する参加者をかちとって、三里塚の土地収用を許さない首都圏行動主催、三里塚芝山連合空港反対同盟協力の下、開催された。

集会は「開港から一二年―三里塚は今―と題するスライドから始められた。それは昨年二月一六日反対同盟から発せられた農民宣言からはじまり、昨年夏より集中的に始められた運輸省による成田治安法乱用の攻撃の非道さを暴き出すとともにそれに抗する反対同盟を中心とした闘いを映し出した。

次に労働合宿所の吉沢さんから成田治安法の概要と裁判の現状などが報告され、反対同盟対部の

事業認定失効をはかせるまで闘い抜く！

反対同盟からの発言では、まず、小川源さんが戦後の開拓が並大抵のものではなかったこと、その苦勞の思いが源さんの力のもととなっているし、その土を孫子に伝えて行きたい。政府に事業認定が失効したことを吐かせるまで闘い抜く、と、力強いアピールを発して口火を切った。次に東峰の堀越さん、横堀の下山政江さんと話が

続いた。下山さんは、毎日の暮らしの中で相当意識してゆかないと政府のような大きな物に押し流されてしまう。……やはり毎日意識して抵抗してゆかなければと語られた。

ついで、中谷津の寺内金一さん、そして最後に東峰の石井武さんがたった。成田に空港を建設することを内閣が閣議決定するまでは民主主義があると思っていた。しかし、外郭測量が機動隊に守られて

9・30現地集会に結集しよう！

行われたとき民主主義がないことを実感した、反対同盟が民主主義を求めてやってきたこと。民主主義を全面に出してゆくとというのが反対同盟の路線であること等を述べられ、「脱落派」は幕引きを考えている、と北原派は言っている。私たちの「話し合い」というのは、土地を売買すると

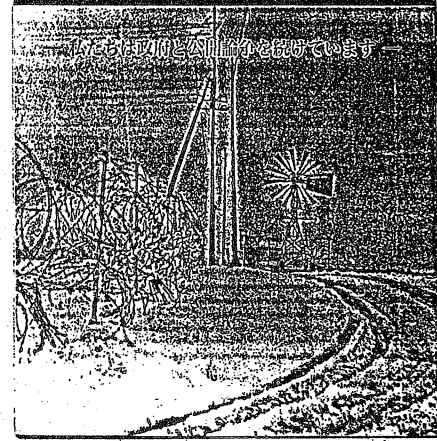
次に菅孝行さんが「ナリタに民主主義はないのか」をテーマに講演を行い。最後に今後の行動提起を集参加者全体で確認し、会場を後にしたのである。

反対同盟から発行された『20年過ぎた事業認定』を利用してより多くの人に三里塚の闘いを広げよう！

20年過ぎた成田事業認定

発行=三里塚芝山連合空港反対同盟 頒価=300円

20年過ぎた成田事業認定



お言葉

▲「お言葉」をめぐって自民党幹事長は「土下座外交なる発言をした。アキヒトの「痛惜なる言葉は国語辞典的には大いに惜しむ事である。何をどのように惜しむのかは理解に苦しむほどの曖昧な言葉である。また、海部首相は「反省」をしていると語った。しかし、台湾を50年間併合してきた事実は今もって不問にされてきている。そうしたことを踏まえて、フィリピンをはじめとするアジア諸国人民は、「痛惜」と「反省」なる言葉にはなにごと一つ真実が語られていないと抗議している。

▲にもかかわらず、政府・自民党は「過去のことは終わり」「過去に区切りがついた」と嘯いている始末である。在日朝鮮・韓国人をはじめ中国・台湾・ウイグルなどの人々は植民地時代に強制連行されてこの列島で奴隷労働を強制され、あるいは軍属として徴用されたのである。こうした人々は今もって補償はおろか市民権すら剥奪されている。そして、いわれなき差別に苦しんでいる。この現実を無視した暴言と言っはかない。

▲海部は「教師に加害の歴史を認識してもらいたい」とも述べた。もしそうだとするならば春から実施された文部省による指導要領は撤回されなければならぬ。そして、選挙・被選挙権はもとより、民族議席をも認めなければならぬ。この列島に住むすべての民族の同権と民族議席を承認してはじめて、日本帝国主義の加害の歴史はその是正に向かって第一歩を踏み出すことになるであろう。

▲朝日新聞・素粒子「加害者が過去のこととは終わり」と言い募るのはまた被害者側が判断すべきことなのに「この素粒子こそ、ごめあたりまえの人々の感情を代表している。」

象徴天皇制を葬り去るろう！

去年二月、戦犯天皇ヒロヒトが死

んだのを受けて我々は『プロレタリ

ア通信』十五号において天皇制につ

いての基本的観点を次のように表明

した。「故松本治一郎氏がいみじく

も喝破されたごとく、天皇・貴族な

どという特権階級が存在するからこ

そ『賤民』も新たに作り出されるの

であり、古来から『天皇制』はあら

ゆる差別の根源であり、今日におい

ても全く同じ機能を果している」。

この観点こそ天皇制を批判する根本

でありこれからもその内実を深める

作業を続けて行かなければならない

この一年半の間に、天皇制をめぐ

って大きな出来事がいくつもあり現

在は十一月の大嘗祭の露払い的行事

トに戦争責任があるのは明らかであ

るといふものである。この発言にど

うして右翼は銃撃テロを加えなけれ

ばならなかったのか？この事件の直

後、テレビ朝日の「朝までテレビ」

に出演した右翼の頭目連は「本島は

保守派の裏切り者だから殺した。自

民党支持者の支援で市長になったの

に、天皇制を支持している支援者を

裏切った戦争責任発言をした。そん

なに戦争責任発言をしたければ市長

を辞任してからすればいいんだ」と

テロの理由を述べていた。確かに右

翼にしてみれば左翼ばかりでなく保

守陣営の中からも天皇の戦争責任を

問う発言が公然と飛び出してきたの

はショックであつたらう、足元にま

で火がついたのだから。そのうえ、

天皇ヒロヒトは死の床にあり天皇教

信者は伊勢神宮を初め全国の神社を

総動員して祈禱にあたり、野党指導

者も記帳所に向かっていたのである。

このようなきに保守派市長がヒロ

ヒトの戦争責任を問う発言をするな

んて全く考えられなかった。しかし、

その考えられそうもないことが本島

市長によって行われたのだ。今後、

本島市長がどのような生涯を送るこ

とになるか判らないが「保守派の中

で一番初めに天皇ヒロヒトの戦争責

任を問うた政治家」として歴史にそ

の名前を刻み込まれるであらう。

先程の右翼の発言の中で「本島は

いなければならぬ。

●マスコミによって流される右翼

の思想を批判しつくそう

今年二月頃、テレビ朝日の「朝ま

でテレビ」という番組が右翼の頭目

をほぼ一堂に集めて野坂昭如らのマ

スコミ人との討論会を催した。ここ

に出て来た右翼の頭目は名の知られ

た人物ばかりらしいが（野坂あたり

は「よく名前を見たり聞いたりする

がお会いするのは初めてです」など

と感激している始末）、「企業から

貰う」汚い金を正しいことに使って

何が悪い」「天皇制の理想は奈良時

代」などといった言葉がボンボン飛

び出して来る始末でも思想など

と呼べる代物ではなかった。但し、

野村秋介・鈴木国男を筆頭とする新

右翼の発言は、これまでの街頭右翼

の運動を批判して出て来ただけであ

三里塚闘争の隊列を強化しよう！

昨年一月の東峰団結会館に対

する撤去攻撃、一月の天神峯闘

本部封鎖、そして三月の育苗ハウ

ス撤去と政府空港公園のうち続け

た攻撃もこの間表面的には平静を

装っている。しかしながら、これ

らの攻撃というものが三里塚現地

から支援勢力を排除し、農民と支

援との団結を破壊し、反対派団体

としての力量の弱体化をはかる物

である以上、このままですむわけ

もない。昨年十二月の政府声明を

見るまでもなく、次にくるものが

横堀団結小屋への封鎖攻撃である

こと、そしてそうした攻撃という

ものが敵の判断次第ではいつ起き

てもおかしくない状況にあること

を再度確認しなければならぬ。

昨年一月の東峰団結会館に対

する撤去攻撃、一月の天神峯闘

本部封鎖、そして三月の育苗ハウ

ス撤去と政府空港公園のうち続け

た攻撃もこの間表面的には平静を

装っている。しかしながら、これ

らの攻撃というものが三里塚現地

から支援勢力を排除し、農民と支

援との団結を破壊し、反対派団体

としての力量の弱体化をはかる物

である以上、このままですむわけ

もない。昨年十二月の政府声明を

見るまでもなく、次にくるものが

横堀団結小屋への封鎖攻撃である

こと、そしてそうした攻撃という

ものが敵の判断次第ではいつ起き

てもおかしくない状況にあること



「三里塚に緑の大地を！労働者学生市民の会」では左記要項にて農業問題の学習会を開催する。農産物の全面的自由化がマスコミを通じて喧伝され、農基法以降の選択的輸入から全面的自由化を迎えんとし、まさに日本農業が危機に瀕しようとしているいま、三里塚闘争に関わるにも農業問題に対する立場は問われている。読者の学習会参加を訴える。

- ①日本はかつてアジアに侵略戦争を行つたことはない。四百年以上にわたってヨーロッパ帝国主義に植民地化されていたアジアを解放するため
- ②天皇陛下は我々にとって父であり母でありこのことを他人に強制するものではない
- ③日本が国家である以上、国の中心が必要でありそれが天皇陛下である
- ④天皇陛下は我々にとって父であり母でありこのことを他人に強制するものではない
- ⑤日本が国家である以上、自らの軍隊をもつのは当然である

●ある市民集会における右翼の公然たる登場とその発言

今年三月、蒲田での「天皇制を語

ろう市民集会」に友人に誘われて参

加したところ、右翼とおぼしき五、

六人が立つて発言をしていた。二十

〜三十代と若く、リーダーと思わ

れる男は背広にネクタイ姿で髪もオールバックにきれいなでつけており街頭でよく見かける宣伝カーの右翼とは全く違う印象を与える。彼らの主張を要約すると次のようである。

- ①日本はかつてアジアに侵略戦争を行つたことはない。四百年以上にわたってヨーロッパ帝国主義に植民地化されていたアジアを解放するため
- ②天皇陛下は我々にとって父であり母でありこのことを他人に強制するものではない
- ③日本が国家である以上、国の中心が必要でありそれが天皇陛下である

期 日 7月21日・22日
場 所 ベンション木の根友の家
講 師 堀越昭平氏、島寛征氏
集合日時 7月21日午後4時
集合場所 新宿駅東口安田生命ビル前
連絡先 豊島区西池袋2-38-6
第一後藤ビル4階豊島文化社
九八七七一五五

(続く)

三年間の清算事業団闘争

前回は、国鉄の分割・民营攻撃の
中で、どのような解雇攻撃、組織破
壊攻撃が白昼堂々と強行されたのか、
について経過を踏まえ概略を明らか
にしてきた。

今回は、大量の労働者を清算事業
団へと排除・追放された国労が以来
三年間どのように闘ってきたのか、
について国労機関の全国大会、中央
委員会での討論に沿ってみてみるこ
とにする。

八八年の第五二回全国大会は、国
家的不当労働行為としての改革法二
三条に対して国労がどのような方針
をもって戦いを挑んでいくか内外に
問われていた大会であった。しかし、
国労は「改革法」三条は国会で法と
して成立した。今日の国労の組織力、
財政の面からみて困難な状況である。
裁判・地労委の並行闘争は地労委闘
争に不利であり、裁判闘争は行わな
い」とした。つまり入口での闘いを
放棄、出口での闘いをするという方
針である。具体的には地労委命令の
積み重ねと政治的解決としての和解
と本州への広域採用の実施である。

この方針は、国家的不当労働行為
の元凶としての改革法三条と対決
し、クビ切り撤回、地元JRへの採
用を求めるのではなく、雇用確保に
重点が置かれている。本州・四国の

国鉄清算事業団労働者に対する

業団会計としての闘争資金の確保を「
「そろそろ本音の議論を」「命令守
ました」という国労本部稲石企画部
長の発言にあるように社会党・総評
に頼った結果としてある。この当時、
への採用。清算事業団本来業務職員
として雇用の継続。公的・民間への
転職希望者の雇用確保。③不当人事
賃金上の不利益の現状回復④解決金
賠償訴訟の取り下げ、というもので
ある。

行。労働基本権を尊重した正常な勞
使関係の確立。②清算事業団職員の
雇用問題として、希望するJR各社
へ採用。清算事業団本来業務職員
として雇用の継続。公的・民間への
転職希望者の雇用確保。③不当人事
賃金上の不利益の現状回復④解決金
賠償訴訟の取り下げ、というもので
ある。

「長期闘争、全国闘争の確立を抜
きにした広域採用はあやまちだ」
「クビ切り反対闘争の困難性を理由
にした
広域採
用はお
かしい
」
「本
部方針
は広域
採用」
「辺倒であり、残って闘う者の方針が
ない」等々である。一方、北海道
からは「十年戦争は耐え切れない。
広域採用に依る体制づくりと行け
る条件づくり」に努力している」とい
う主張が出され、各地方の、とくに
九州と北海道の相違点が顕著となっ
た。

また九〇年四月一日以降の闘いを
展望した自立・自活の闘いの意見も
出てきた。
「東京、大阪にオルグ団の常設を。
そのための指名ストを認めろ」「事
業団会計としての闘争資金の確保を」
三社への広域を闘い取っていただき
ました」という国労本部稲石企画部
長の発言にあるように社会党・総評
に頼った結果としてある。この当時、
への採用。清算事業団本来業務職員
として雇用の継続。公的・民間への
転職希望者の雇用確保。③不当人事
賃金上の不利益の現状回復④解決金
賠償訴訟の取り下げ、というもので
ある。

「要求」は国鉄労働運動の肯定的
側面であった職場からの闘争を否定
し去る
第三者
機関依
存の方
針であ
る。
「命令
を積み
る。
国鉄の分割・民营以降、三年にわ
たる国労の清算事業団闘争がクビ切
り撤回闘争とならずに大衆的実力闘
争抜きで地労委、中労委という第三
者機関依存の方針であり、社会党を
通じた再雇用、本州JRへの広域採
用はその目的が置かれていたことを
簡単にみてきた。次回は、昨八九年
十一月以降、本年九〇年三月段階に
至る国労の四次にわたる闘争ゾー
ン設定での清算事業団闘争について
ることにより、今後の清算事業団闘
争の総括へ向けた一歩としたい。今
次の一〇四七名の大量指名解雇攻撃
を許さず、解雇撤回へ向けた闘う方
針確立のための一助となれば幸いで
ある。

「命令
を積み
る。
国鉄の分割・民营以降、三年にわ
たる国労の清算事業団闘争がクビ切
り撤回闘争とならずに大衆的実力闘
争抜きで地労委、中労委という第三
者機関依存の方針であり、社会党を
通じた再雇用、本州JRへの広域採
用はその目的が置かれていたことを
簡単にみてきた。次回は、昨八九年
十一月以降、本年九〇年三月段階に
至る国労の四次にわたる闘争ゾー
ン設定での清算事業団闘争について
ることにより、今後の清算事業団闘
争の総括へ向けた一歩としたい。今
次の一〇四七名の大量指名解雇攻撃
を許さず、解雇撤回へ向けた闘う方
針確立のための一助となれば幸いで
ある。

「命令
を積み
る。
国鉄の分割・民营以降、三年にわ
たる国労の清算事業団闘争がクビ切
り撤回闘争とならずに大衆的実力闘
争抜きで地労委、中労委という第三
者機関依存の方針であり、社会党を
通じた再雇用、本州JRへの広域採
用はその目的が置かれていたことを
簡単にみてきた。次回は、昨八九年
十一月以降、本年九〇年三月段階に
至る国労の四次にわたる闘争ゾー
ン設定での清算事業団闘争について
ることにより、今後の清算事業団闘
争の総括へ向けた一歩としたい。今
次の一〇四七名の大量指名解雇攻撃
を許さず、解雇撤回へ向けた闘う方
針確立のための一助となれば幸いで
ある。

国鉄清算事業団労働者に対する 一〇四七名大量指名解雇弾劾!

「命令
を積み
る。
国鉄の分割・民营以降、三年にわ
たる国労の清算事業団闘争がクビ切
り撤回闘争とならずに大衆的実力闘
争抜きで地労委、中労委という第三
者機関依存の方針であり、社会党を
通じた再雇用、本州JRへの広域採
用はその目的が置かれていたことを
簡単にみてきた。次回は、昨八九年
十一月以降、本年九〇年三月段階に
至る国労の四次にわたる闘争ゾー
ン設定での清算事業団闘争について
ることにより、今後の清算事業団闘
争の総括へ向けた一歩としたい。今
次の一〇四七名の大量指名解雇攻撃
を許さず、解雇撤回へ向けた闘う方
針確立のための一助となれば幸いで
ある。

「命令
を積み
る。
国鉄の分割・民营以降、三年にわ
たる国労の清算事業団闘争がクビ切
り撤回闘争とならずに大衆的実力闘
争抜きで地労委、中労委という第三
者機関依存の方針であり、社会党を
通じた再雇用、本州JRへの広域採
用はその目的が置かれていたことを
簡単にみてきた。次回は、昨八九年
十一月以降、本年九〇年三月段階に
至る国労の四次にわたる闘争ゾー
ン設定での清算事業団闘争について
ることにより、今後の清算事業団闘
争の総括へ向けた一歩としたい。今
次の一〇四七名の大量指名解雇攻撃
を許さず、解雇撤回へ向けた闘う方
針確立のための一助となれば幸いで
ある。

「命令
を積み
る。
国鉄の分割・民营以降、三年にわ
たる国労の清算事業団闘争がクビ切
り撤回闘争とならずに大衆的実力闘
争抜きで地労委、中労委という第三
者機関依存の方針であり、社会党を
通じた再雇用、本州JRへの広域採
用はその目的が置かれていたことを
簡単にみてきた。次回は、昨八九年
十一月以降、本年九〇年三月段階に
至る国労の四次にわたる闘争ゾー
ン設定での清算事業団闘争について
ることにより、今後の清算事業団闘
争の総括へ向けた一歩としたい。今
次の一〇四七名の大量指名解雇攻撃
を許さず、解雇撤回へ向けた闘う方
針確立のための一助となれば幸いで
ある。

「命令
を積み
る。
国鉄の分割・民营以降、三年にわ
たる国労の清算事業団闘争がクビ切
り撤回闘争とならずに大衆的実力闘
争抜きで地労委、中労委という第三
者機関依存の方針であり、社会党を
通じた再雇用、本州JRへの広域採
用はその目的が置かれていたことを
簡単にみてきた。次回は、昨八九年
十一月以降、本年九〇年三月段階に
至る国労の四次にわたる闘争ゾー
ン設定での清算事業団闘争について
ることにより、今後の清算事業団闘
争の総括へ向けた一歩としたい。今
次の一〇四七名の大量指名解雇攻撃
を許さず、解雇撤回へ向けた闘う方
針確立のための一助となれば幸いで
ある。

「命令
を積み
る。
国鉄の分割・民营以降、三年にわ
たる国労の清算事業団闘争がクビ切
り撤回闘争とならずに大衆的実力闘
争抜きで地労委、中労委という第三
者機関依存の方針であり、社会党を
通じた再雇用、本州JRへの広域採
用はその目的が置かれていたことを
簡単にみてきた。次回は、昨八九年
十一月以降、本年九〇年三月段階に
至る国労の四次にわたる闘争ゾー
ン設定での清算事業団闘争について
ることにより、今後の清算事業団闘
争の総括へ向けた一歩としたい。今
次の一〇四七名の大量指名解雇攻撃
を許さず、解雇撤回へ向けた闘う方
針確立のための一助となれば幸いで
ある。

社会主義連合と新左翼運動の総括(II)

この文章は一九八八年、諸グループの間で行われた「研究会」で報告・討論されたものであり、19号に引き続き掲載する。

(黒田の資本主義批判と

フロントの資本主義批判)

十二、周知のように黒田の資本主義批判は、①労働市場：その原因としての生産過程(における疎外された労働) ②労働市場での売買を余儀なくされる商品人間たるプロレタリアの自覚の論理(それは疎外されない労働または「生産と所有の根源的統一」または根源的蓄積過程との下向/上向の往復関係にすぎないのだ)が、によって構成されている。(プロレタリア的人間の論理)。

そこでは a)労働市場(における売買)が生産過程の結果であることに力点が置かれることによって代々木と区別され、 b)生産過程を疎外された労働と一括することによって、代々木流生産過程を単に価値/使用価値の搾取にとどめたりプロレタリアの個々の労働苦・生活苦に解消することへの批判と賃労働総体への直感があつた。

c)資本制生産過程の疎外された労働については生きた労働に対する過去の労働の支配とか、労働過程が価値増殖の手段とか、生産手段の人格化にすぎない資本家の指揮・監督

ルでは革命的意義を含み同じレベルでの新左翼他派に優位に有ったことと、ただの一度も日共経済学そのものを批判したことがないことに見られるように絶対的相対的剰余価値生産/蓄積過程への部分的理解にとどまっていたこととの間のギャップは、商品人間たるプロレタリアの「自覚の論理」、上向/下向の論理(疎外されない労働・生産と所有の根源的統一との論理的歴史の往復関係にすぎないのだが)等の立場・方法論等「排除」「線引」の論理、すなわち理論的組織的分離主義の武器となっていた。(次にそれを煙幕に宇野理論の受け入れ・俗流化の橋渡しとなっていた)。

このような絶対的相対的剰余価値生産・蓄積過程と相対的過剰人口をふまえない資本主義批判の破産は彼らの安易な「宇野商品化論による生産過程の理論からの追放との共存」へと結果することによって明瞭となりわれわれも批判してきたのだが、十二・一八プリントでもその欠陥を共有している面があり、七〇年代新左翼労働運動の発展や反差別運動と資本主義的生産との関係の解明の必要のなかでそれは明かとなっていた。

一三、イデオロギー的組織的分離主義と革命運動における原理なり目的意識性なりの必要性は別の問題であ

る。しかもフロントの「新左翼の理論信仰批判」の資本主義批判におけるあらわ

れとは、賃金奴隷制の撤廃を日共以上労働者の個別的生活条件に解消するものであることがわかる。唯

「資本主義批判」的展開をしていく(団結No.八)では「貧困化とは蓄積の発展にともなう搾取階級による労働者階級の支配と搾取の拡大」とすることによって「資本主義批判」を貧困化との関係によってしか位置づけ得ないことを露呈しつつ、資本主義による労働者搾取の方法として以下のごとくまとめている。

- a 絶対的剰余価値生産
 - 労働時間延長、夜間労働増大、交替制、休日出勤、休暇取得率低下
- b 相対的剰余価値生産
 - 協業と資本主義的競争、労働の分割と工場制手工業、協業の資本主義的形態による必要労働時間短縮、労働強化、労働量と労働密度増大、労働力の熟練と資格の無用化、労働の非人間化、労働災害と職業病の増大、労働の駆逐、資本主義的大工業の下での工場制手工業・手工業・家内工業の再編従属、大工業の農業への浸透、自然と人間の質量転換の攪乱
- c 賃金
 - 賃金の形態、賃金の低下、差別的賃金制度、勤務評定
- d 蓄積過程

資本の拡大再生産のもとへの労働者の生産・再生産(生殖、教育、消費)の包摂、蓄積の累進的加速度的拡大、環境破壊、都市と農村の矛盾、相対的過剰人口の創出

ここでは剰余価値生産と対になった強制労働と二四時間の資本のものへの転化とか、資本家の監督・指揮とか、労働過程の資本家所有・労働生産物の資本のものへの転化とか、プロレタリアの抵抗を打ち砕き搾取のための社会的秩序を形成するものとしての工場制度として帰結するような相対的剰余価値生産や相対的過剰人口……とか労働者の目に見える個々の生活・労働条件に解消され得ない制度はたんねんにとり除かれていくことがわかる。

だから合理化についても「機械と大工業」の引用では労働時間延長・強化・婦人児童労働搾取強化にとどまらず不十分とし、「資本論を恣意的に搾取強化の個々のあらわれに解消しておいて」、「商品のできただけ安い生産を強制する競争が合理化の動力であることを強調する必要がある(団結No.六)」とする。

勿論、競争は資本主義的生産の中心の一つだが、合理化=資本主義的労働過程並びに労働市場の再編成は、資本主義的強制労働なり搾取のため工場並びに社会的秩序=工場制度や相対的過剰人口の再編成なりの一環としてまず考えなくてはならない。そのことぬきに「強制する資本相互の強制」の強調があつたとしても、「個々の労働条件」悪化の範囲にとどまる自然成長主義批判にとどまら

るを得ない。あるいは、競争を云うならその前に「自己増殖する価値」

「剰余価値の資本家取得=剰余価値の資本への転化並びに有機的構成=資本の回転をめぐる資本の専制」をも云うべきだろう。資本の競争(あるいは信用・恐慌)といった運動は、これらを媒介にして労働者への強制力に転化するのである。

(社会主義) 十四、「現実の社会主義体制と原理的な共産主義論との著しいギャップを原理を基軸に……批判することですすめられず」「われわれの社会主義論はソ連社会主義を歴史的に成長した社会主義の一つの型として歴史相対的に把握し、現実の社会主義体制を科学的に分析する……(No.五)」

このような評価は現実の労働者国家の外部にしか運動がないときならともかく、一定の原理を掲げた中国文革を経、他にもユーゴ・東欧等の一定の理念を掲げた運動がある以上単なる現実の自然成長過程への追隨に終わらざるをえない。だからまずもって彼らが右のような反スタを批判するならば、その原理とした「一国社会主義批判」なり「対馬忠行」の労働証書制の批判をまずもって行うべきなのだ。ただし原理としての「一国社会主義批判」なり「対馬忠行」なりへの批判は原理「そのもの」の発展によってではなく現実の運動=中国文革・東欧等の総括抜きには有り得ない。

(註)このように歴史主義・相対主義の名においてフロントにおいて採られたのが(東欧・ソ連階級闘争の経験をとおして)「ソ連型国家に対するものとしての「市民社会」の二元論であり、かかる観点

からの連帯支持、ペレストロイカ支持であ

いたく「国家に統制された市民社会の自

己解放(先駆八九、一一)」「ソ連社会主

義労働者・民衆の社会生活のあらゆる領

域に国家・党が介入し、社会を窒息させ

て来た。これらはユーゴ・KOR(ポー

ランドの統一戦線)の無批判的追随にすぎ

ない。

勿論われわれは、ポーランド連帯に代表

される労働運動が、独自の社会的役割を果

して来たことを評価し、レーニンの「労働

等主義、テクノクラート支配としてのそれ

との分岐が問われているのだ。

このようにして大きくばなれた国家が市民社

会かではなく、国家、諸(政治・経済・社

会)運動、生産過程のそれぞれ全体をめぐ

つての分岐を論じてゆくべきではないだろ

うか。

他方フロントの極端な自然成長主

義を補う形で白川氏のエコロジイが

「原理」として導入された。「自治

と自立、自主管理と分権、直接民主

一五、生産力体系や技術体系(消費)

の変更は革命において当然なの

であるが、それがソ連の一九二〇

三〇年代、中国文革で直面した困難

さを解決する魔法の杖とされること

によって理論的にも実践的にも実証

し得ぬユートピアでしかないものとな

っている。

そこでは中国文革下の両参一改二

結合や幹部の労働参加や労働・管理

・分配の平等の理念や大衆的示威行

動や、レーニンの順番の統治の理念

や、管理の機能と管理の学校の分離

のジレンマや、独立採算制をおし

た経済計算や、生産工程の連続性・

節約・品質・労働規律の自己監督へ

のプロレタリアートの参加・訓練や、

プロレタリアートの下からの統制や、

結社・ストライキの自由等をおし

たプロレタリアートの独自の統治へ

の多様な訓練・経験の道や、総じて

プロレタリアートの目的意識的であ

ると共に自主的な生産への組織化と

いう過渡期の根本問題への共産主義

者の実践的苦闘は一笑にふされるこ

とになるのだ。

近代機械制大工業を前提にしたか

ら中国文革は挫折したのではなく、

近代機械制大工業下労働制度の諸

問題(資本論・絶対的相対的剰余価

値生産において理論的基礎が展開さ

れている)を前提にし、且つ賃労働

制の痕跡(プロレタリアートの管理

・労働の平等や自主的目的意識的生

産への未経験・未訓練の止揚として

科学的に対象化し取り組むことから

目をそらすことによって真の共産主

義運動へと発展し得なかったのだ

(研究会報の討論等参照)

国(資本)の直接間接の統合や、帝

国主義国プロレタリアートとの関係

(賃金・条件・指揮・被指揮等)と

してもあらわされる。又植民地農民

の大地所有への従属・モノカルチ

ユア・外国資本のための相対的過剰

人口化等が帝国主義国農民の工業へ

の従属の国際的拡大としてもあらわ

れ

◎被植民地国の大地所有がモノカ

ルチュア、外国・当該国資本のため

の低賃金労働力供給、政治的労働分

断、反帝労働運動に対する防波堤と

なっている等々の役割を果しており

◎帝国主義国の鉱工業支配、利潤の

本国送還、商品市場・資本市場とし

ての支配をおとした一方における帝

国主義資本の蓄積(他方での新旧植

民地国工業化条件そのものの抑圧・

「有機的発展」や「接合性」の抑圧

・従属化を行ってのこと

◎それらは同時に帝国主義国の独占

・金融資本・資本輸出の発展と金利

生活者の国家化をもたらし、植民地

の領有・分割をめぐりあるいは民族

解放闘争抑圧をめぐる帝国主義戦争

ないし侵略反革命戦争・軍備拡張・

帝国主義労働運動の育成を不可避と

する……

等々の関係として明かにされる必要

がある。

それは世界革命の一環としての民

族植民地革命・資本主義を経ない民

族自決・帝国主義国の革命なしに民

族植民地の真の解放なし、と共に民

族植民地解放を帝国主義国賃労働制

度(ならびに工業への農業農民の従

属)撤廃の構成条件とする等々の物

質的有機的諸関係としてある。

フロントにおいては世界(同時)

革命に対して「世界革命にむけた日

本プロレタリア独裁(団結No.5)」

云々するが、これはかつてのマル戦

の主張と似たような「国主義であっ

て、日本革命がアブイオリに世界革

命の有機的的一环としてあるというこ

とが重要なのだ。

中核派の血債の思想とか有機的発

展の圧殺だとか、代々木における帝

国主義の支配従属系列と被抑圧民族

国内反封建独立の間の有機的連関の

欠如(「国主義」とか、そもそも宇

野理論において植民地問題を帝国主

義・独占から排除し金融資本から資

本輸出を排除する(金融資本)固定

資本の資金調達様式)ことに眼目が

あるとか、「階級的(広がり)と自

立(共同体的結合)」の論理操作で

民族自決とプロレタリアートの国際

的結合を連関づける(白川「講座現

代と変革五」とか、そもそもフロ

ントは「日本帝国主義は従属どころ

か植民地支配国になっている」とか

の一言で満足し帝国主義と植民地問

題に言及(その日共・宇野理論批

判を含めて)していない……等々が

この分野での現状である。だからた

とえば中核派が日米争闘戦を云々し

たとしても日本帝国主義の植民地主

義的侵略・資本輸出・金融資本化……

軍備拡張を基礎とすることもなく

アメリ一元支配の危機・日米貿易戦

争・一元支配の崩壊(危機という図

式を思い浮かべることしかできない

わけである。(プロレタリア通信No.

十九号参照)。

これらの現状を考えると、「世界

同時革命」はむしろ正しい出発点だ

つたと総括できる。(日向派が世界同時革命を求めて世界一國同時革命を唱えたこととの対比)

(ブントの位置)

十七、イデオロギー的組織的分離主義にかわり、七〇(年)代以降の国際国内階級闘争の物質的基礎の解明としてのイデオロギーにもとずき、同時に七〇年(以降)の武闘、政治闘争、労働運動、反差別運動とそこにおける党建設を継承していくという新左翼総体の課題においてブントは、あるいはわれわれはどのような位置にあるだろうか。

その実践的戦闘性や領域の範囲とイデオロギー闘争の蓄積によって果たすべき任務は大きいであろうという面と、「分裂」や六〇年の「未統一」による立ち遅れの結果としてプロレタリアートへの組織化が相対的に立ち遅れたという現実が自らの正当性を弱めているという面とが共存しているのが客観的位置と考えられる。そこで「分裂」について考えなくてはならない。

十八、第二次ブントにいたる主要な指導的フラクは革通派の流れと関西ブントであった。それらはブントの継承を課題とされていたが、第一次ブントの主導的ないし中核的分派として実体的(六〇年闘争)党建設の直接的指導、総括、党内闘争・連合・統一の作業から人材・人脈にいたるまで)に継承していたわけではなく(戦旗派・プロ通派の革共同への移行)、従って(急進的大衆運動主義、階級対立の経済的基礎)資本主義

義批判にイデオロギーの原則を持つ、等々の方向性を反映してはいたが)周辺の地方的位置から組織建設を始めざるを得ないという出発点を持っていた。

しかし党は経験したことのないような大闘争の指導を経験し、そこに登場する様々なイデオロギー・分派・運動・階層を中央集権党にむけて実際に統一し、総括し、計画として党建設にむけて自己統制してゆくという「継承性」において党たりうるのであってそれ以外分派・フラクという枠を越えることはできない。それ故、第二次ブントにおいては党を個々の理論・運動・組織(論)を越えたものとしてのかかる「継承性」と考え、あるいは「組織問題」として解決・蓄積してゆく経験がとぼしかった。

しかも、第一次ブントの総括過程におけるイデオロギー的組織的分離主義を結果するような反スタマルク主義批判の正当性にもかかわらず、個々の運動や危機論等に解消されない「現実の階級闘争の物質的基礎」としての資本主義批判・帝国主義批判・社会主義(論)をイデオロギー的中心にすえて論争してゆくという習慣が蓄積されず、理論や運動をめぐると対立をとらえかえしてゆく共通の土台なりの極端な弱さを有していた。それ故「二次ブントは第一次ブントの小ブル急進主義を総括せずテロリズムと経済主義と官僚主義に分化した云々」はブント分裂を組織問題として対象化せず運動や思想の諸傾向一般としてとらえたため、「諸傾向」そのものまで抹殺しかね

ないものであった。「諸傾向」そのものは不可避であり、それらを「解決」し党の生命力とし、党の遠心力でなく求心力に転化してゆくのが党の組織問題ないし指導でありあるいは最低の共通基盤となるイデオロギー問題であろう。だから二次ブントの分裂をかかるともなりうるし、現在の実践・蓄積されうるし、たとえ抽象にすぎないとしても第二次ブントの諸傾向の純化(分離)に対する統一の力に転化すべきだった「指導」「組織問題」「主流派」「イデオロギー問題」の極端な弱さへと焦点をあてることのみが清算的でない、分裂を否定的なものとして総括することを可能とする。

第二次ブントにおいては中央集権党をめざし連合し、七〇年闘争の主導的地位を担ったが、すでに形成されつつあった「諸傾向」それらは闘争の指導や党派闘争という根拠をもちつつ党の純化・統一をめざしていたわけだが、これに共通な基盤をめぐらして系統的イデオロギー闘争実践的指導を遂行してゆく「指導」「集団」「経験」「それらの継承性」の極端な弱さ(不在?)……という事以外に総括の出発点はなく、しかも「弱さ(不在?)」故に一貫した正当性を主張しうる主体も存在し得ないことが前提される。

「(注一)一過渡期世界論をめぐって」七回大会にむけて前段階で、世界同時革命、国際主義、組織された暴力等の路線が登場してゆくなかでたまたま「過渡期世界論」においては中国文革・ベトナムの国際階級闘争を意味した「プロレタリア」の結合という視点が導入された点(革命的だったのだが、しかし運動論次元から組織の軸となるべき資本主義・帝国主義・植民地・労働者国家の社会経済分析へと踏み込んだこと)によって通用しないことも露呈していたのである。

もちろん労働者国家(攻撃型階級闘争)世界武装プロレタリアート云々問題はあつたのだが、しかしそれは自身で自己運動することはできないのであってその社会経済的考察にうらやまされているわけである。資本制分業/市民社会/国家/共同利害/国家と民族を越える/部分的場所性から世界性……とかの次元から資本主義分析/帝国主義分析に直接上向させていったのだという点、逆に云々ならざる労働者国家と民族植民地問題とがとらえられてきたものとして提起されたのだという点である。それが一種の立脚点的階級的に提出されたときブント自体から直線的に受け入れられなかったのである。それ自体は健全であったのだが、しかし論議自体は植民地国家如何とか、国際階級関係とか世界一國同時革命とかいう同一次元であった。

帝国主義プロレタリアート、抑圧民族・被抑圧民族プロレタリアート、労働者国家・プロレタリアート、相互の労働者・農民の社会経済的関係……をふまえた帝国主義・金融資本・植民地・侵略反革命戦争・世界(同時)革命……という論議は進まなかった。あるいは労働者国家・帝国主義と植民地問題なり過渡期における労働者の痕跡の止揚というわけでもなかった。いわば討論・論争・共通性の獲得の最低限の基盤そのものを作り出す入口でストップした。そしてこの共通基盤の形成や論争の方向性のストップは党の統一や戦術的統一等全体への不安と不信の基盤ともなった。「(注二)日向「方法論」をめぐって」「方法論」においては現に有る、或は目前にある帝国主義と被抑圧民族なり、そこにおけるプロレタリアートと農民、中国文革、或は帝国主義の侵略反革命と闘うプロレタリアートとブルジョワジーの階級対立の物質的基礎を明かにする視点を萌芽的にではあれ導入したわけではなかった。そうであるが産業資本主義・帝国主義・過渡期・世界過渡期・世界社会主義、共産主義の歴史法則(図式)なるものを指定しつつ「野野」の「方法論」や「移行の論理」なるものをもつて「革命論的方法論」として「現実の階級対立」に「対置」したわけである。宇野野り果田なりが段階論を導入したのとは資本主義から絶対的相対的剰余価値生産……その労働日や工場制度なり相対的剰余人口などを排除し、独立なり金融資本のみから世界の植民地支配・分割・そこにおける

労働者農民を排除することに意図があつたわけである。さらさらその点であつたにちがいない。革マルとの違いは彼らが「疎外された労働」としての直接的生産過程その結果としての労働市場……を起点にしているのに対してこちらでは共産主義社会(生産力上昇)労働日短縮で自由の国云々から歴史段階を規定するというスターリン・黒田でも行わなかったような「方法論」であるということだった。

すなわち階級闘争が権力闘争/プロレタリアートの組織/民族植民地革命との結合(過渡期階級闘争(文革・チェコ)の真只中に突入した時、その物質的基礎の解明)それは階級闘争主義なり危機論なりとはべつブントの共通基盤を創り得たかもしれないとは逆の「方法論」というイデオロギー的組織的分離主義の方向への逆流回った。というわけだ。(それ故今日では帝国主義史観ではたいて人民史観とか近代主義批判とかによって補完されている。)(注三)この分離主義については、七〇年当時日向派とは別の形で二次ブントの清算と分離主義の結果した赤軍派についての次のような総括が参考になる。

「とりわけ第二次ブントが従来通りではやっていたくないことは四二一八以降全く明白であつたし、その『左翼主義』的突破をおしはからんとしている赤軍派の『左翼主義』『急進主義』(それは第一次ブントがもつていた健康な左翼主義・急進主義の極限化)的形勢であった)が逆に危機を促進しているが故に、赤軍派の『左翼主義』『急進主義』を革命的に止揚する観点・基盤を要求するものであつた。そしてそれは第二次ブント自身の自己止揚・自己変革をめぐる命がけの闘いであり、もはや待たずたて問われていることであつた……」

「問題となつてきたのは、従来のブントの解体でもなければ、その過渡期でもなく、従って赤軍派フラクによる他フラク打倒(赤軍派フラクによる指導権掌握でもなければ、反赤軍派の自己防衛)赤軍派解体によるブント防衛でもなく、現状の危機をどのようにな政治的・組織的基盤の下に、どのような闘争方法もつて再編していくかであつた……」(公判陳述書上り)

「問題となつてきたのは、従来のブントの解体でもなければ、その過渡期でもなく、従って赤軍派フラクによる他フラク打倒(赤軍派フラクによる指導権掌握でもなければ、反赤軍派の自己防衛)赤軍派解体によるブント防衛でもなく、現状の危機をどのようにな政治的・組織的基盤の下に、どのような闘争方法もつて再編していくかであつた……」(公判陳述書上り)

「問題となつてきたのは、従来のブントの解体でもなければ、その過渡期でもなく、従って赤軍派フラクによる他フラク打倒(赤軍派フラクによる指導権掌握でもなければ、反赤軍派の自己防衛)赤軍派解体によるブント防衛でもなく、現状の危機をどのようにな政治的・組織的基盤の下に、どのような闘争方法もつて再編していくかであつた……」(公判陳述書上り)

「問題となつてきたのは、従来のブントの解体でもなければ、その過渡期でもなく、従って赤軍派フラクによる他フラク打倒(赤軍派フラクによる指導権掌握でもなければ、反赤軍派の自己防衛)赤軍派解体によるブント防衛でもなく、現状の危機をどのようにな政治的・組織的基盤の下に、どのような闘争方法もつて再編していくかであつた……」(公判陳述書上り)

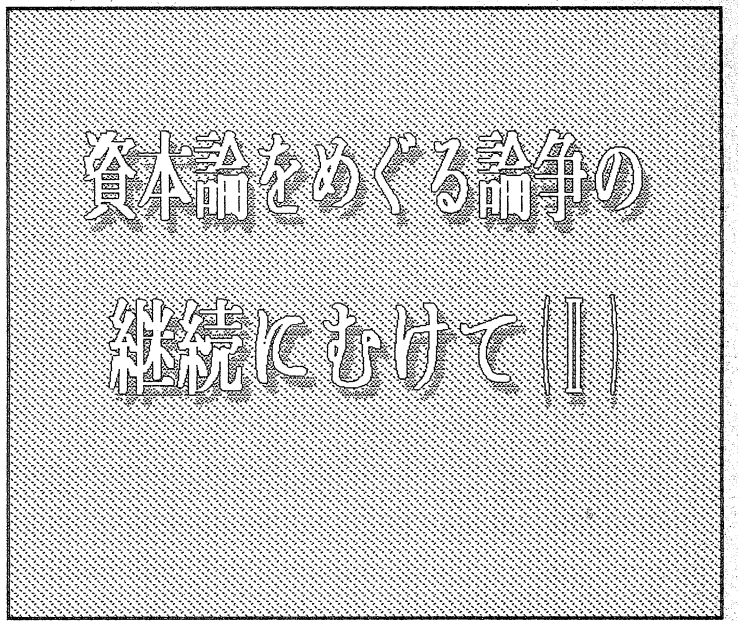
「問題となつてきたのは、従来のブントの解体でもなければ、その過渡期でもなく、従って赤軍派フラクによる他フラク打倒(赤軍派フラクによる指導権掌握でもなければ、反赤軍派の自己防衛)赤軍派解体によるブント防衛でもなく、現状の危機をどのようにな政治的・組織的基盤の下に、どのような闘争方法もつて再編していくかであつた……」(公判陳述書上り)

において系統的・実践的イデオロギー的組織的にこれと論争・統制してゆく集団・指導体制を登場させることができなかったこと、が総括の中心であるにもかかわらず一貫した系統性を主張しうる分派が存在しないこと、しかも前述したごとく党とは大闘争の指導経験、そこでの諸傾向・諸運動の実際的統一・継承でなくしてはならないこと……、しかもそれを現在の運動のなかで実践・検証しつつ諸分派の合流を実現しなくてはならないこと……、これらのことが七〇年闘争とその総括を経てきた全分派に継承と合流の資格・義務・困難さをあわせもたせている。

二〇、しかも時代は「社会主義連合」に象徴されるような新左翼の苦難の時代(ブントの分解、反スタマルク主義派の破産の明瞭化の中で、しかも街頭闘争・実力闘争・労働運動・農民運動・反差別運動・地域運動の平行的進行、労働運動自身も連合内外とよりまじりながら併行する時代である。これらの諸運動と党派の再編・結合が一体となつて進行してゆくであろう。

ブント分派の再合流はそれにとどまることをゆるぎない。われわれは二次ブント分裂の払った犠牲の負債を現在でも背負っているが、その実践的領域の戦闘性や広さや、イデオロギー闘争の蓄積や更には組織「論」イデオロギー的組織的分離主義は拒否するが中央集権党であり階級闘争の指導の継承・合流とする一二次ブントを貫く共通の総括一等がむしろ生命力に転化する義務をも負っているといえる。

「(一本道)」



き付けられており、労働者のものや労働者の全体は分析外とされてしまった。

工場制度や相対的過剰人口を理論の対象外として排除されてしまった。こうして『資本論の復権』は、「労働手段すなわち生活源泉の所有者にたいする労働者の経済的な服従」

という「マルクスの深遠な思想」を声高く叫びはしたが、逆にその内容を抽象的な空疎なものにしてしまった。

二、資本論の復権はどうなされるべきか

絶対的相対的剰余価値生産をめぐる

競争
b 恒久的運動機構としての機械。
労働時間延長・範囲拡張への強制力
c 工場全体への絶望的従属。部分労働者化。科学・精神諸力の資本家専有、工場主の専制、労働の階級制。
d 過剰人口、産業予備軍の創出。
e マニユファクチュア、手工業、家内労働……の外業部化(今日的には親資本―中小・下請け資本を貫いた生産工程の階級制とその下への下請け・社外工等の編成)
f 現役・予備軍をおとした労働者の膨大な差別と階層分裂の体系をつくり出していく。

■榎原『資本論の復権』はこのよう
な十二・一八ブンドの弱点を克服し
ていくのではなく、資本論第一巻全
体を価値論として理解するまたは価
値論にひきまわして理解する企図をも
って、逆にそれからさへ後退してし
まった。

「生きた労働(賃労働)の二面的性
格・二面的作用」への特別な意味付
与をもって、「資本の内的作用云々」
が完結され、賃労働の分析の全てと
されてしまっている。

「生きた労働(賃労働)の二面的性
格・二面的作用」への特別な意味付
与をもって、「資本の内的作用云々」
が完結され、賃労働の分析の全てと
されてしまっている。

「生きた労働(賃労働)の二面的性
格・二面的作用」への特別な意味付
与をもって、「資本の内的作用云々」
が完結され、賃労働の分析の全てと
されてしまっている。

a 「経済学批判要綱」より援用さ
れた「資本の生産過程の内的作用云
々」は資本論・絶対的相対的剰余価
値生産で分析された賃労働の全面的
・具体的内容を抽象的なものに押し
戻し、「対象化された労働による生
きた労働の吸収」への独自の意味付
与にみられる疎外論的理解へと後退
する。

「生きた労働(賃労働)の二面的性
格・二面的作用」への特別な意味付
与をもって、「資本の内的作用云々」
が完結され、賃労働の分析の全てと
されてしまっている。

「生きた労働(賃労働)の二面的性
格・二面的作用」への特別な意味付
与をもって、「資本の内的作用云々」
が完結され、賃労働の分析の全てと
されてしまっている。

「生きた労働(賃労働)の二面的性
格・二面的作用」への特別な意味付
与をもって、「資本の内的作用云々」
が完結され、賃労働の分析の全てと
されてしまっている。

そして、「価値増殖過程と労働過
程の統一」をもって絶対的剰余価値
生産を完結させ、「労働日」が排除
されてしまい、「労働力の処分権」
や「生きた労働の吸収……」は労働
の価値・使用価値創造力に限定・引
とを捨象してしまい、よって

「生きた労働(賃労働)の二面的性
格・二面的作用」への特別な意味付
与をもって、「資本の内的作用云々」
が完結され、賃労働の分析の全てと
されてしまっている。

「生きた労働(賃労働)の二面的性
格・二面的作用」への特別な意味付
与をもって、「資本の内的作用云々」
が完結され、賃労働の分析の全てと
されてしまっている。

「生きた労働(賃労働)の二面的性
格・二面的作用」への特別な意味付
与をもって、「資本の内的作用云々」
が完結され、賃労働の分析の全てと
されてしまっている。

「生きた労働(賃労働)の二面的性
格・二面的作用」への特別な意味付
与をもって、「資本の内的作用云々」
が完結され、賃労働の分析の全てと
されてしまっている。

「生きた労働(賃労働)の二面的性
格・二面的作用」への特別な意味付
与をもって、「資本の内的作用云々」
が完結され、賃労働の分析の全てと
されてしまっている。

「生きた労働(賃労働)の二面的性
格・二面的作用」への特別な意味付
与をもって、「資本の内的作用云々」
が完結され、賃労働の分析の全てと
されてしまっている。

「生きた労働(賃労働)の二面的性
格・二面的作用」への特別な意味付
与をもって、「資本の内的作用云々」
が完結され、賃労働の分析の全てと
されてしまっている。

「生きた労働(賃労働)の二面的性
格・二面的作用」への特別な意味付
与をもって、「資本の内的作用云々」
が完結され、賃労働の分析の全てと
されてしまっている。

「生きた労働(賃労働)の二面的性
格・二面的作用」への特別な意味付
与をもって、「資本の内的作用云々」
が完結され、賃労働の分析の全てと
されてしまっている。

「生きた労働(賃労働)の二面的性
格・二面的作用」への特別な意味付
与をもって、「資本の内的作用云々」
が完結され、賃労働の分析の全てと
されてしまっている。

「生きた労働(賃労働)の二面的性
格・二面的作用」への特別な意味付
与をもって、「資本の内的作用云々」
が完結され、賃労働の分析の全てと
されてしまっている。

「生きた労働(賃労働)の二面的性
格・二面的作用」への特別な意味付
与をもって、「資本の内的作用云々」
が完結され、賃労働の分析の全てと
されてしまっている。

「生きた労働(賃労働)の二面的性
格・二面的作用」への特別な意味付
与をもって、「資本の内的作用云々」
が完結され、賃労働の分析の全てと
されてしまっている。

「生きた労働(賃労働)の二面的性
格・二面的作用」への特別な意味付
与をもって、「資本の内的作用云々」
が完結され、賃労働の分析の全てと
されてしまっている。

「生きた労働(賃労働)の二面的性
格・二面的作用」への特別な意味付
与をもって、「資本の内的作用云々」
が完結され、賃労働の分析の全てと
されてしまっている。

大嘗祭 閏争の意義について

反天皇制運動の活性化のために

知念 政光

一) まえがき

すでに「平成」天皇ことアキヒトの即位礼をめぐる一連の国家行事に関する問題は天皇制維持派はもちろん、反天皇制派からも大量の文献が流されてきて、その種数は枚挙に遑まないほどである。こうした状況下で、筆者がそれらと同様の事柄をことさらになぞるような作業は、あえて必要もないことであり、とくに詳細を知りたい読者は、それらの文献類に目を通していただければ、それで十分かと思う。

本稿では、即位式典(大嘗祭を含む)のもつ意味は、単に天皇代替りに際しての儀礼イヴェントに終始するものでなく、その後の幾十年かにわたって日本に生活する市民全体(各人の国籍の別を問わず)を法的、精神的に国家へ緊縛する捕縄となっていくものであることを明らかにし、その上で来たる十一月の一大イヴェントに対する闘いを組む理論武装に役立てたい。

すでに国家は、昨年一、二月の昭和天皇の死去から葬儀に至る期間に

実施した重警備を上回る厳戒体制で臨むことを決め、この四月から警備本部を発足させ、一方、天皇制を擁護する民間諸団体は「即位奉祝」運動を開始し、それぞれ官民一体の天皇制賛美への道をひた走りに走り始めた。また反天皇制運動の諸団体は四月二十九日あたりから秋の闘いに向けて動き始めた。

二) 祭祀王への復権

敗戦後の一九四七年に施行された《日本国憲法》のもとで、それ以前に天皇へ付与されていた元首としての権能のほとんどが消え、僅かな国事行為だけが、しかも国会や内閣の助言と承認を得たものに限定された権限しかないことになった。喪失した権能の中には軍事大権、政治大権、祭祀大権があるが、表向きには軍備を持たないことになったのだから軍事大権は自然消滅した訳である。政治大権は内閣の手に帰属したし、祭祀大権は政治と宗教の明確な分離規程により、祭祀については天皇はも

ちろん、内閣や国会ですら無関係なものとなった。にもかかわらず陰の部分では、公然と祭祀権が天皇の手中に戻されている。憲法や新《皇室典範》だけでなく、他のいかなる法令もかれが祭祀王となることを認めていない。しかし日本社会の基層部分の大半を占める草の根保守層は、天皇が今でも神社神道の祭祀王として主として振舞うことを是認している。

それについて筆者は「宗教法人(神社本庁)の定款のどこにも天皇を(教主)とする条項はない。しかし現実には神社本庁が定款上で(本宗)と位置づけている伊勢神宮は天皇家の祖先神を祀り、その祭祀王の任免は天皇の内意を必要とし、二十年毎の遷宮行事もかれの治定とかによるものであり、教主(天皇の代理人たる斎王は天皇の血族から選ばれることになっている)」と「現代天皇制を支える靖国思想を粉砕する陣型をつくりだそう!」(KAKERU)五年九月号所載)に指摘したように、天皇(伊勢神宮)神社本庁(傘下各神社)神職(氏子または崇敬者)その家族というヒエラルヒー構造で

こうして憲法で否定された祭祀大権も(サンフランシスコ条約)発効後は目に見えない形で、草の根保守層が支える神社神道の世界では、いつのまにか天皇は再び祭祀王として奉祀されるようになったのである。もちろん天皇自身に祭祀王としての意識の有無は不明だし、制度的には否定されているのだから、それは神社本庁などが勝手に祭祀王に位置づけているだけである。表面的には村や町の鎮守社の法人定款のどこをみても、天皇を祭祀王にいたたくとは記されていない。しかし末端の鎮守社が氏子組織を通して家庭へ配布する(神宮大麻)は、個々の家庭と伊勢神宮を密接につながるものであって、その伊勢神宮という媒体を通して、個々の家庭が天皇と精神的信仰的に結びついていくという構造になっている。

近い将来に行なわれる伊勢神宮の正遷宮工事は六年ほど前から着々と進んでいるが、その行事の中にアキヒトの倅が参加して伊勢市民を大喜びさせたらしいが、これなどは一人としての行為とされているものの、例が「対米従属から民族の独立」への道であると規定した民族独立闘争を主張するにいたった。こうした民族主義の主張は、いきおい「民族の核」との認識を受けている天皇制へは緩やかな対応しかできなかったし、日本共産党からの離脱者もその傾向が強かったのも当然である。他方においていわゆる(労農派)系マルクス主義者は「明治維新は一種のブル

アキヒトの結婚式が「賢所大前の儀」という神前結婚であるにもかかわらず、政府はそれを(国事行為)として国費で支弁した。同じ年に従来の靖国神社の国家管理を主張していた(一九五六年以降)自民党は伊勢神宮と靖国神社の国家管理の検討を開始するなどにエスカレートした。その翌年が、あの(六〇年安保)であり、自衛隊が治安出動の準備を進めた一触即発の事態があった。当時のもつとも戦術的な集団であった第一次ブンドは、安保闘争には果敢であったけれど、天皇制問題や政教分離原則の形骸化については、ごく一部を除き全般的には無関心を示していた。そうした策謀に激しく反発したのは、キリスト教などの宗教人であった。一九四六年の食糧メーデーに際し「朕はたらふく喰ってぞ、汝臣民飢えて死ぬ」のプラカードを掲げて二重橋を赤旗を先頭にデモつた日本共産党は、結党以来「天皇制打倒」を綱領に示していたが、いつの間にか「天皇なんてあってもなくてもいい存在」として、安保体制の打倒が「対米従属から民族の独立」への道であると規定した民族独立闘争を主張するにいたった。こうした民族主義の主張は、いきおい「民族の核」との認識を受けている天皇制へは緩やかな対応しかできなかったし、日本共産党からの離脱者もその傾向が強かったのも当然である。他方においていわゆる(労農派)系マルクス主義者は「明治維新は一種のブル

アキヒトの結婚式が「賢所大前の儀」という神前結婚であるにもかかわらず、政府はそれを(国事行為)として国費で支弁した。同じ年に従来の靖国神社の国家管理を主張していた(一九五六年以降)自民党は伊勢神宮と靖国神社の国家管理の検討を開始するなどにエスカレートした。その翌年が、あの(六〇年安保)であり、自衛隊が治安出動の準備を進めた一触即発の事態があった。当時のもつとも戦術的な集団であった第一次ブンドは、安保闘争には果敢であったけれど、天皇制問題や政教分離原則の形骸化については、ごく一部を除き全般的には無関心を示していた。そうした策謀に激しく反発したのは、キリスト教などの宗教人であった。一九四六年の食糧メーデーに際し「朕はたらふく喰ってぞ、汝臣民飢えて死ぬ」のプラカードを掲げて二重橋を赤旗を先頭にデモつた日本共産党は、結党以来「天皇制打倒」を綱領に示していたが、いつの間にか「天皇なんてあってもなくてもいい存在」として、安保体制の打倒が「対米従属から民族の独立」への道であると規定した民族独立闘争を主張するにいたった。こうした民族主義の主張は、いきおい「民族の核」との認識を受けている天皇制へは緩やかな対応しかできなかったし、日本共産党からの離脱者もその傾向が強かったのも当然である。他方においていわゆる(労農派)系マルクス主義者は「明治維新は一種のブル

ジョア革命であり、来るべき革命は
社会主義革命であるから、社会主義
革命が起れば必然的に天皇制など
古代からの形骸はだまっていでもな
くなる」というような主張があり、

いほどの昂まりをみせているが、今
秋十一月の(即位・大嘗祭)への闘
いがどれほどの強さをもってしても
それだけで天皇制を解体できるはず
もない。

なによりも重大なことは、日本に
住む人びと(日本人であろうと非日
本人であろうと)が「天皇なんか要
らない」という意識をもつことであ
る。そうした意識革命がなくては、

の衛生都市では、主婦などのつくる
市民グループが「入学おめでとう」
と丁寧な呼びかけながら反対のヒラ
を付添いの父母へにこやかに手渡し
た程度であったが、さめた目で国家
を眺めるような市民の多い地域なら
ではの方法であったと思う。

この積極的な行動が中心となっていた
ものの、今年には父母などの市民が運
動を組織し行動したのが特徴的とい
ってよい。これは八七八年の(沖繩
海邦国体)での読谷村における(日
の丸焼亡事件)が起したインパク
ションが引き金となつたのは否めな
い事実だが、昨春秋以来の考える市
民たちの運動の進め方は、第一の焦
点を日の丸、君が代に置かず、文部
省の(改訂学習指導要領)の学習を
ら始めたことであつた。この学習を
通して「なぜ文部省は指導要領を改
訂してまで日の丸、君が代を強制す
るのか」に素直な疑問をもつた市民
が増大した。折しも日本の学歴偏重
による受験地獄体制で、子を持つ親
の教育問題への強い不安感があつた
からで、教組(日教組・全教とも)

とどまった。しかし組織のバックア
ップのない中で闘いが日本各地で
起きたことは、今までの(日の丸、
君が代)闘争に見られなかつた動き
であり、一方において(草の根)保
守層が右傾化を強める中で、こうし
た市民の「自己の良心を賭けた」運
動自体が、これからもいろいろな意
味で大きな歯止めとなっていくもの
と考えられる。しかも運動を起し
た主婦たちは「それほど切迫した緊
張感を持たずに行動した」「君が代
斉唱の時着席するのは少々きつかつ
た」とほがらかに語っているのは、
将来の反天皇制闘争のもつとも中心
的な担い手となることを示唆してい
る。

その影響を受けた新左翼は「日共的
民族主義」に反発するあまり、天皇
制問題は「取るに足らぬこと」とし
て無視されていたというのが大方の
動向であつた。したがって反天皇制
闘争は戦略目標とならないのは当然、
当面の戦術課題にも考えられていな
かつた。(紀元節)復活に対する闘
いも、(靖国法)への闘いも、宗教
者中心に社共の運動として傍観して
いた際に、着々と天皇制賛美勢力や
改憲論者たちは、天皇の復権へと駒
を進め、なし崩しの形で取りあえず
祭祀王的地位の構築へと近づけてき
た。虚構の(神武即位紀元)の復活
は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

いほども重大なことは、日本に
住む人びと(日本人であろうと非日
本人であろうと)が「天皇なんか要
らない」という意識をもつことであ
る。そうした意識革命がなくては、

の積極的な行動が中心となっていた
ものの、今年には父母などの市民が運
動を組織し行動したのが特徴的とい
ってよい。これは八七八年の(沖繩
海邦国体)での読谷村における(日
の丸焼亡事件)が起したインパク
ションが引き金となつたのは否めな
い事実だが、昨春秋以来の考える市
民たちの運動の進め方は、第一の焦
点を日の丸、君が代に置かず、文部
省の(改訂学習指導要領)の学習を
ら始めたことであつた。この学習を
通して「なぜ文部省は指導要領を改
訂してまで日の丸、君が代を強制す
るのか」に素直な疑問をもつた市民
が増大した。折しも日本の学歴偏重
による受験地獄体制で、子を持つ親
の教育問題への強い不安感があつた
からで、教組(日教組・全教とも)

とどまった。しかし組織のバックア
ップのない中で闘いが日本各地で
起きたことは、今までの(日の丸、
君が代)闘争に見られなかつた動き
であり、一方において(草の根)保
守層が右傾化を強める中で、こうし
た市民の「自己の良心を賭けた」運
動自体が、これからもいろいろな意
味で大きな歯止めとなっていくもの
と考えられる。しかも運動を起し
た主婦たちは「それほど切迫した緊
張感を持たずに行動した」「君が代
斉唱の時着席するのは少々きつかつ
た」とほがらかに語っているのは、
将来の反天皇制闘争のもつとも中心
的な担い手となることを示唆してい
る。

不可分の関係にある一種の儀礼を無
理やりに別けて実施しようとのこじ
つけまで行なっている。

が天皇を利用した政治ショーで漁夫
の利をおさめただけであつた。天皇
家を看板にした政治ショーは国家イ
ヴェントとして、国内的には皇室へ
の親近感と憧れを抱かせ、国際的に
は外国元首を東京へ招き寄せての元
首外交を展開する場となり、支配階
級の利益をもたらず絶好の機会であ
つた。アキヒトの結婚に際して意図
的につくりだされたミッチーブーム
は民衆の小市民意識をいやが上にも
かりたて、中流としてのステータス
を獲得すべく、プロレタリアートの
企業人間化を促進させ、階級闘争を
放棄させることに貢献したが、プロ
レタリアートの「前衛」たちは成す
ところもなく、ただ国費の浪費を非
難するだけにとどまっていた。ミチ
コのシンデレラ伝説に功を奏した支
配階級が一番煎じとして今回も持ち
だしたキコさんブームによる(マイ
・ホーム天皇制)の再燃であつた。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

は、まさに神社本庁が傘下の神社組
織を通してアピールしている祭祀大
権の復活へとつながる道であつたが、
一九六四年の戦没者への叙位叙勲の
閣議決定、六五年の(祝日法)改正
案の国会日程へと天皇制を支える補
強工作が始まつたのである。

難である。頂点はふわふわとした柔構造でなければ、たちどころに民衆の離反を招くだけだからである。

すでに「国際国家日本」という言葉がつくりだされて四年ほど経過したが、それは日本くらい「非国際的」な社会に成立した国家は他に類例をみない。これについて旧友の渡辺洋三は「なにしろ日本は(元号)などという、国際的に全く通用しない年号にいまなおおしがつき、しかもそれを法的に強制する国なのである。

日本社会の伝統に根づかい、この非国際的性質は、さかのぼれば天皇制に由来する特殊日本社会の性質に由来する」といい、さらにこの性質の克服は「私たち国民の意識改革をもたう困難で重い課題である。日本社会の閉鎖的集団主義、その裏返しとしての個人責任の欠如や馴れ合い主義、けじめのなさ、なしくずし、

ずるずる主義、状況追随主義、集団や権力への依存と甘えなどなど、日本文化の伝統の負の遺産をどのよう

に克服するか、ということが指摘されて久しい」「しかしこの克服は、単に文化論や意識論ですむ問題ではない。文化もまた歴史的につくられ、かつ再生産されてきたものである。

それゆえ、日本社会の性質を温存させてきた体制の在り方や法システムそのものが問われなければならない。現代日本の体制が、日本社会の特殊な体制を温存させる法システムをつ

くり出したとすれば、まさにこのよ

うな体制を改革し、新しい法システムをつくるのが肝要である」と断言し、その上で「市民的自由を抑圧する法システムとそれを支える国民意識を改革することが望まれる」

(『日本社会はどこへ行く』岩波新書)といっているが、こうした日本社会の閉鎖性を解き放つ鍵は、天皇制を核とした(単一民族国家)の解体でしかない。

一八六九年の開拓使設置、一八七一年の神社制度の制定、一八七二年の戸籍調査実施と学制公布、加えて琉球藩設置と神武紀元の決定、七三年の紀元節、天長節等祝日の設置と徴兵令決定など、矢つぎばやに出された措置は、一八六八年の廃仏廃釈と神仏分離令および一世一元制の制定とともに、その後の日本国家を天皇を軸にした(神国)への道を決定づけた。しかし強引な諸改革の実施は政権内部に抗争の原因を生み、民衆の不満も高まって各地で騒擾事件が頻発した。このような国内矛盾を克服しようとして朝鮮半島への出兵が企てられ、そして現実に台湾出兵が実施され、巨額の賠償金と欧米並みの貿易条件を中国から奪い取ったのである。一八七四年の台湾出兵は近代日本国家にとって最初の外征であり、その結果で巨利を獲得し、中国人は恐れるに足らずとして、その後の対中外交は強もてで臨み、欧米

侵略国家に仲間入りして利権獲得に走り、それがついに泥沼化した十五年戦争への道となつたのである。はじめてのフランス軍制による陸軍が台湾で勝利してからというものは、日本国家は(国民皆兵)の名のもとに一路「富国強兵」策に進み、天皇ムツヒトに陸海二軍の統帥権(軍事大権)を与え、統帥権は政權(内閣の権限とは別個のものとした明治憲法体制)立憲君主政体を確立することになる。それへの胎動が一八七九年の琉球処分、八〇年の刑法と改正教育令公布、八一年の憲兵条例制定、八二年の軍人勅諭の発布による軍を天皇の軍隊化、八三年には新聞紙条例、出版条例の改正で激化する民権運動への言論統制、八八年は村落共同体の解体を進め中央集権化した市制・町村制を公布、そして八九年になってようやく憲法を發布した。憲法は「万世一系ノ天皇コレヲ統治ス」「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」と規定したためか、自由自治を求める民衆の要求には添いがたく、九〇年に軍人の忠誠を功名心で買うべく金鶏勲章を制定、それではあきたらず天皇制道徳を基調として教育勅語を発して「天皇を親とす

る一君万民」の擬制家族国家の中に民衆を封じこめるイデオロギーの徹底をはかり、ようやく近代天皇制国家の確立をみたのである。その後は、ひたすら軍事・警察を

強化した弾圧装置で民衆を抑えこみ、しだいにアジア諸地域への武力侵略の先兵に民衆を駆りたてた結果が、約二〇〇万におよぶというアジア民衆の血を流した十五年戦争へと突進したのである。前述の渡辺が指摘した「日本社会の閉鎖的集団主義」の根幹は、形の上は「脱亜入欧」でも、その本質は「和魂洋才」でしかなく、一八七〇年から九〇年にかけて形成したものである。かくして近代化のオブラートをかぶった「非国際性」が醸成され、それが天皇制と共に生き続けてきた。

四) 天皇主義右翼を怖れるな

一九八七年の(沖繩海邦国体)以降、右翼の動きが活発化してきた。といっても表面上の顕れは、それ以前の八五年の中曽根首相の(靖国神社公式参拝)強行に反対する人びとによる各地での公式参拝違憲訴訟への悪質な妨害行動と同じ程度で、それらは何れも装甲街宣車で所きらわすポリウム一杯の軍歌と罵声による反共デモゴギーの撒き散らし、時には投石や脅迫状の投げ込み(もつとも沖繩では(日の丸焼亡事件)公判時での被告や支援者に対する暴力行為にまでエスカレートしている)くらいが(街頭右翼)の行動の枠組に過ぎなかつた。しかしながらヒト

の死去から葬式に至るまでの自粛期間が解けてからは、こうした街頭右翼の「皇室尊崇、親米反共」の旗印にも変化が見えだしてきた。というのは(円高ドル安で西側世界での日本の地位(かれらは、それを「国威」だと感嘆していた)があがったと理解していたのが、八九年下半期からの急激な円下落、東西世界間のデタントの進行、日米経済摩擦から構造摩擦となつて、親米反共路線では何ら説得性が見られなくなり、五一年に始まつた強固に見えた(日米安保体制)にもかんがりの揺らぎが顕れてきたからであった。

街頭右翼ですら親米反共ではナンセンスと考へだしたくらいだから、前から街頭右翼のおちやらかぶりを

見だしていた古典的な純正右翼集団あるいは新右翼集団は以前からも(日米安保体制)に批判的だったが、最近とみにその主張を強めて、「安保条約の廃棄」とすら叫んでいる。事実ここ数年の在日米軍に対する(思い遣り予算)の増大は日本の国家財政に大きいのしかかっているわけ、しかも在日米軍の役割が日本の防衛に資するものでないと、在沖米第三海兵師団長H・C・スタック

ポール少将の「もし米軍が引き揚げれば、日本はすでにきわめて強力になつている軍隊を一層強化するだろう。われわれは瓶の栓なのだ」(一九〇・三・二七付)「ワシントン・ポスト」(紙)の言明にも示されている。つまり日米安保とは、日本の軍事大

国化を抑止して米国の安全を保障する体制ということになる。年間四千万円に及ぶ在日米軍への経費負担を強いられ、その支出金で日本が監視されるという矛盾に、しつかりした右翼なら気づかぬわけではない。もちろん自衛隊の幹部も気づいているはずだから、その矛盾を当然のこととして受け容れている現支配体制に対して激しい憤りをのらせているのも当然である。そこに自衛隊と右翼が手をつなぐ接点を生じ、その矛盾が臨界に達したとき、クーデターが起きる可能性もある。今のところ右翼と自衛隊がストレイトに手をつなぐ可能性はきわめて少ない。というのは自衛隊の増強は自然破壊を日常的に行っているのに対し、右翼は「美しい国土の保全」との理念から環境破壊に対しての危機感を抱いて

いるためだが、かれらのいう「国家存亡の時」が来れば、国家あつての自然という前提から、小異を棄てて大同につくとの理屈で結合する可能性が高い。その右翼がイデオロギー上の支柱として持ちだすが、政治、軍事の大権を付与されていない天皇であることは、今さら論を待たなくてもない。右翼のいう「美しい日本」という美意識の根底には、(一君万民)(万世一系の皇統)(神国)が根を

おろしているのだから、かれらの決起にはなによりも白馬の騎士には天皇が不可欠となる。時の天皇がこれらにくみしなかつたとしても、天皇家の血筋をひくものを新天皇に推戴すればよいのである。白馬の騎士としての必須要件は、皇祖神アマテラス以来のアマツヒツギを承継できる血筋であればよいのであって、その玉(明治維新の志士たちは自分たちの盟主として担いだムツヒトのことを「玉」と呼んだ)にカリスマ性があれば、それに越したことはないが、それは必ずしも天賦のものでなくとも、幼少時から(帝王学)教育で補完することができよう。加えて玉が容姿端麗であればなおよいが、それは付随的資質であって必須要件ではない。フェリス女子学院長宅に対する拳銃発射もまったく同じ理由からであった。

こうした帝王学によって付与されたカリスマ性をアマテラス以来の血脈に対して、右翼は限りないあこがれという美意識を働かせるのである。したがってこれらの美意識を損うような言動を為すものに対しては、猛然と反撃を加えてくる。それが昨秋に起きた本島長崎市長の「天皇に戦争責任がある」とした発言に反発したテロ事件となって顕れたのである。テロを兇行した右翼は、右翼としては必ずしも筋金の入った大物ではなく、分類すれば街頭右翼に属する一

員に過ぎないが、軽率な行動を控えているような大物右翼すら、その兇行に対して支持表明を發したのには、本島発言がこれらの美意識を傷けたからと言えよう。

こうした右翼の美意識は、天皇やその血族に対してだけでなく、天皇を連想させるものすべてに対しても働くらしく、それが(日の丸・君が代)にも顕れ、また天皇への忠節の志を貫徹したとされている(軍神)とか(靖国の神々)に対しても美意識を働かせ、それらへの感愛を示してくる。街頭右翼の宣伝カーが「日教組撲滅」と声を枯らすのは、教育の場において日の丸や君が代の押しつけを拒み、歴史教育の中で軍神を教えないからである。つまりかれらの説く「美しい日本=天皇の国」の称揚を否定する日教組が憎いからである。かれらの防衛意識は天皇だけでなく、天皇に付随するいっさいの属性にも働くわけである。こうした属性は数多くあるが、とりわけ重要なもの一つに軍隊をあげることができ、だからこそ軍神や靖国の神々が守べき対象になっているが、その天皇の軍隊が在日米軍に抑えこまれるとか、国内の民衆運動の高揚によって解体される状況に立ち至った場合は、右翼は軍の強硬派(いわゆる民族派)と結合してクーデターを煮起させるのではないだろうか。その懸念が皆無との保障はない。

現今の情勢では、自衛隊内部にしろ、右翼にしても、ストリートに結合するようなきが少なく、またそうした芽を育てる条件もない。ことに街頭右翼の過半が何かしらの利権に群がって、その利益の配分にあずかるうとする寄生性をあらわにしている状況から見れば、かれらが純正右翼の呼びかけに応えてそれまでのテロトリを放棄して大同団結をはかるとは考えきれない。

しかし今秋の即位式、大嘗祭という天皇制国家が挙行する一大国際イベントを迎えることが契機となり、その後は、今までは異なる動きが現れることが予見できそうである。もちろん神社本庁などへ日本を守る国民会議系の国粹派、民族派が皇室美化あるいは天皇制賛美を振りまわし、草の根保守層への影響力を強め、かれらを右傾志向へと傾斜させることになる。もちろん右翼勢力がその機を見逃がすはずもなく、新規の庭場として自己のテロトリに組みこむべく、天皇制批判勢力へのテロ攻撃を激化させる巧名争いへと進み、そのことが右翼内部での分裂と結合を促進させて、最終的には国内五〇〇余の団体が一〇数団体くらいにまでなるであろう。その時機は意外に早く到来しそうである。

この間の日米構造摩擦によって国内の小規模経営者層の不安が昂まり、その不安がたんなる不安感にとどまらず、現実問題として閉業あるいは破産に追いこまれたとき、かれらの右傾化、国粹化は必然的に促進されるのは当然のことわりである。こうした右傾化していく人びとを(草の根右翼)と呼ぶことができるが、いわゆる(純正右翼・理論右翼)とか、街宣に依拠する(街頭右翼)の動きは怖るに足らないうが、怖ろしいのは草の根右翼の行動である。しかもかれらは権力の言いなりに動く特性をもつてしまう。六〇年代末の沖縄返還闘争に際して東京の蒲田商店街は自衛隊のためと称して自警団を組織して機動隊に追われるデモ隊へ横合いからテロ攻撃した事例もあり、また七〇年代の学園闘争でも同じことが各地で行われたようである。それはあの時期だけでなく、かつて一九二三年の関東大震災において軍部の放ったデマゴギーによって自衛団を組織し、避難する「在日」を捕捉してなぶり殺しにした暴挙を誘発したことがあった。軍隊や官憲によって虐殺された「在日」の数よりも、こうした自衛団の手で殺された数の方が多いという推定すらあるくらいである。

つまり隣人が突然に敵となる状態を煮起させるわけだから、こうした人びとを右翼化させない運動を平常時から起こす必要がある。それには草の根右翼のオルグとなる(日本を守る国民会議)などの民族派運動と

絶えざる闘いが必要となる。これとの対決をおろそかにしては、いかに対権力闘争をやったとしても、どこかで尻抜けとなってしまふ。

五ノ・テウ来日の意味
かかる騒然とした状況の中で、ノ・テウ韓国大統領の来日が実現し、海部首相との会談、アキヒトとの会談、おまけに国会での演説までこなして帰国した。ノ・テウ政権は来日を目前にした段階で、天皇との会談、もしくは歓迎宴の中で、アキヒトが父ヒロヒトの一九八四年のジョン・ドゥファン来日に際して述べた(お言葉)の中身よりも踏みこんで日帝侵略の自己批判を要求してきた。ジョン・ドゥファンは前回のヒロヒトの抽象的な謝罪の言葉、それは中曾根の考えだした内容だったが、一応それに満足して帰国したが、その後継者ノ・テウ政権がなぜ前回の(お言葉)にこだわらず、より中身の濃い謝罪の表明を要求してきたかを考えてみたい。

ノ・テウ政権の与党は絶対多数でなく、野党が連合すれば議院運営が困難だったところから、いくつかの野党を抱きこんで大政翼賛的な民自党を結成したばかりで、これに対しての韓国民衆の風当たりが強く、加えて都市細民の生活は困窮し、貧富の

差もいちじるしくひろき、民衆の反政府気分が高まっていた。こうした国内事情下での日本訪問であったから、民衆の反天皇感情、対日感情を利用して日本側の謝罪表明を獲得しなければ、民衆の反政府活動を抑止することができなかったからである。事実、ノ・テウ来日の日程が煮つまった段階から、韓国では連日のように(ノ・テウ訪日阻止)の集会デモが国内各地で繰り返されていたのだから、かれはアキヒトから前回以上の謝罪表明を獲得しなければ、帰国の謝罪表明の激化を招くことを危惧していた。こうした事情が直前に開催された外相会談に反映したの

は明らかである。日韓間の諸問題は、天皇の(お言葉)などよりも重要な懸案事項が多く存在していた。すなわち在韓被爆者への援護問題、在日の人びとへの差別的な(入管・外登法)問題の解決が急務であったが、それらより優先させた(お言葉)の踏みこみは、こうした事情があったからである。

結果としては、前回よりは少々具體性をもった(お言葉)と首相の謝罪表明を獲得し、入管体制の抜本的な見直しではなく枝葉的な条項の緩和、在韓被爆者への援護の若干の前進を見た程度で、かれは帰国したのである。こうした日本側の謝罪表明

明は、なお韓国民衆を十分に納得させるだけの中身をもったものではな

く、分類すれば街頭右翼に属する一

の懸念が皆無との保障はない。

その不安がたんなる不安感にとどま

かつたが、前回よりも若干の前進が見られたという事で、一応の評価を受けたようである。しかし問題は、この《お言葉》を引きついで日本政府が、入管体制をどう緩和して、苦難の道を歩かされてきた「在日」の人びとを平等に扱っていかでかであって、それによって今後の日韓紛争はより深刻に再燃する可能性がある。

ノ・テウの来日問題は韓国内の政情を揺がしただけでなく、日本政府や国内世論をも昂奮させたのである。すなわち天皇の謝罪表明の明確化要求は、強弱の程度の差こそあれ、保守陣営や右翼諸団体は一斉に韓国政府への反発を示した。それらの根柢は「天皇がノ・テウに謝罪するのは国辱だ」「天皇の尊厳さに傷がつく」との考えがあるのだが、それでは対韓侵略、それ続く植民地支配という事実を前にしては、あまりにも説得性にかけるせいか、表面上は「象徴としての天皇に許される国事行為には限度があって、謝罪というような政治に類する発言は違憲だ」「外交は政府の専管事項に属するから天皇の発言になじまない」「謝罪は首相だけがしゃべればよい」と言いたてていた。

またたく面白いことだ。こうした違憲だ違憲だとハンを押したように政府を牽制した手合いは、従来「象徴」という規定は不明確だ」といって改憲を叫んでいた連中であつた。この改憲派が今回に限っては「憲法を

六 結 び

守れ」といって、にわかには宗旨変えをした感がある。かれら改憲派の真実の狙いは「民衆＝国民自身が国家の進路を選択しうるという国民主権」を否定することであり、君主国家を再現させたいという意図が見え見えで、天皇の謝罪によって天皇の絶対性ないし神性が損われることを怖れるあまり、従前の主張を引っこめてにわか護憲論者になったのである。それにしてもノ・テウ政権と海部政権の天皇を利用した取引は、それぞれの支持率を若干アップさせることに役立った。それだけではない、日韓と米国のいわゆる「三角安保」のもとで、韓国資本の対外進出に手をかき、日韓共同の利益をはかるための田舎夢居でもある。そしてアキヒトは「素直に他国へ謝罪できる開明的な天皇」という評価を受けたが、今回のように日韓間のやりとりがマスコミで明らかになる中で、ヒトの《お言葉》がヒト自身に与るものではなくて中曾根の発意に与るものであり、今回のそれが海部政権の入れ知恵＝原稿決定であることが民衆の前に明らかにされたのは、それなりに天皇制を政治焦点化させる上での成果でもあつた。しかしそれは双刃の剣であつて、政府の木偶に過ぎないような象徴制では真の天皇の人間味が伝わらないという天皇権限強化論を引きだしてしまう危険

もある。以上を述べてきたように天皇制とは、時の政権が代表する支配階級が民衆を国民として把握し、国民をかれらの意図する方向へ進ませるのにも、もつとも効果的な制度的所産であると見えよう。つまり天皇の人氣を上昇させることによって、国家の民衆支配が容易になるわけだから、支配階級にとっては天皇は不可欠な存在である。

だからこそ民衆が主権者として存在するためには、こうした国民結合のためにのみ役立つ天皇は、それが元首制だろうと、象徴制だろうと必要な制度である。天皇制打倒の運動が、十五年戦争以前からの永い歴史を有しながらも一向に進展しなかつたのは、「国家は残酷なほど厳しいが、天皇は限りなく寛容である」とのイメージを執拗に植えつけてきたからで、その譜図は戦後四十五年を経た今日でもかわっていない。しかし一九八三年のへ立川天皇公園開園阻止闘争とか、それ以前からのへ靖国神社国家護持阻止闘争を通じての反天皇制運動の拡がりも、体制側がマスコミを私物化している現状では、運動の中身が民衆の中へ正

確に伝えられないもの、従前には考えられなかつたほど、数多くの文献が民衆の手へ届くことができるようになっていて、緩慢ではあるが「私たちに天皇なんかいらぬ」という声や、しだいに地下伏流となつて拡がりつつある。そうした運動が強まるにつれ、支配階級の意図する天皇制賛美イヴェントは盛大になり、宗教性を備えた尊厳の半面にある華麗と寛容を前面に押し出して、民衆をして尊敬を親密感に酔わよう心掛けてくる。

それが対韓《お言葉》となつて寛容性の表現となり、礼宮の結婚を通して親近性をイメージさせ、今秋十一月の《即位、大嘗祭》の挙行で華麗さと宗教的尊厳性を見せつけることになり、かつての一君万民意識へつなげようというわけであろう。

私たちが反天皇制運動を進めるものは、こうした天皇制のもつマジックを明らかにしながら、一歩づつ運動を進めなくてはならない。天皇制国家の看板を一枚づつはがし取る闘いを進めていきたい。今秋のへ反大嘗祭闘争を盛大に敢行したとしても、そこで天皇制を断絶に追いこむことはできるはずもないが、天皇制が装っている無数のうろこ中の何枚かを

はがすことには貢献するであろう。それはプロレタリアートに課せられた重大な実践的任務である。

(九〇・五・二六記)

本稿を書き終えたのち五月二十九日午後、政府筋が「高御座の移送は六月中」と観測気球をあげていた。《即位礼》になくはならぬものとされている《高御座》が京都から東京へと移送された。まさにマスコミや反天皇制諸戦線が手ぐすねひいて移送期日をさぐっていたが、総理府、宮内庁、警察庁が防衛庁と協議し、秘密裡に自衛隊ヘリを用いて東京へ空輸した。

これにより具体的に皇居内に大極殿などの設営が行われる(平成二年度予算は国会での成立をみていない)以上、これら造営に要する支出負担行為は、予備費流用で支払うことになるが、財政法規の上では不当支出にならう)わけだが、この《高御座》は記紀神話に依拠する代物だけに、皇室の私的行為でしか用いることが憲法上ゆるされないのだから、これらの輸送などに政府の関与は、憲法違反と言わざるを得ない。

この《高御座》移送により「天皇の神格化」傾向はいっそう明確になってきた。そのうえ自衛隊が昨年二月のヒトヒト葬儀について、アキヒトの即位礼にも関与してきた。少し大げさな言い方をすれば、なしくずしに《軍事大権》を天皇に与える策謀すら行われる可能性もあるうか。そのことは私たちにとつてみれば、いよいよ《大嘗祭闘争》の火

ぶたが切られたことになり、これから十一月に至る六カ月の闘争へ立ちあがる時がきた。しかし十一月の最大の山場を越したのちも天皇制打倒の闘いを休止するわけにはいかない。そしてアキヒトをもって「最後の天皇」としようではないか。

(五・三〇記)

追記一

追記二

今秋の天皇制闘争に万全を期すために、今秋の三里塚闘争を九月二〇日に設定した。ところが、的もさるもの、例年の朝霞での自衛隊観閲式も九月三〇日という異例の日程となつた。また八王子市では十一月の祭礼も十月に繰り上げたそうである。政府や自治体の行事はもちろん、民間の行事すら日程を前倒しにしたり、日程変更は、例によって自発的な変更を、八八年秋の「自粛」同様の形で抑え込んできたものと言えよう。

私たちは、こうした動きに対して硬軟とりどりの様式で臨み、決定的な反天皇制の対抗軸をつくり出さなくてはならない。今ひとつ確認しておこう。天皇制はアキヒトをもって「最終最後の天皇」とする闘いを展開しようではないか。

(六・一七記)